

財 産 目 録

令和4年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
もみじ銀行、広島銀行	もみじ銀行、広島銀行		運転資金として			175,374,638
事業未収金	国保連合会		2月、3月分障害福祉サービス報酬等			155,283,524
立替金	法人本部		支払資金			25,614,566
前払金	グループホーム		4月分家賃等			473,730
	流動資産合計			0	0	356,746,458
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	広島市安芸区上瀬野南1-338-3他		施設敷地、広島市安芸区上瀬野南1丁目			108,975,428
建物	安芸郡府中町青崎東7-12	2018年度	安芸郡府中町青崎東7-12	849,830,400	57,646,826	792,183,574
減価償却累計額	広島市安芸区上瀬野南1-338-3他	1985年度	広島市安芸区上瀬野南1丁目他	982,311,163	488,288,052	494,023,111
	基本財産合計			1,832,141,563	545,934,878	1,395,182,113
(2) その他の固定資産						
土地	広島市安芸区上瀬野南1-338-3他		施設敷地			963,750
建物	広島市安芸区上瀬野南1-338-3他	1996年度	施設附属建物	44,131,850	31,663,242	12,468,608
構築物	広島市安芸区上瀬野南1-338-3他		法面	208,488,900	80,217,482	128,271,418
機械及び装置	広島市安芸区上瀬野南1-338-3他		作業用	112,010,678	70,596,408	41,414,270
車両運搬具	府中キャンパス、瀬野キャンパス		園児送迎、利用者移動用	59,101,066	55,466,713	3,634,353
器具及び備品	府中キャンパス、瀬野キャンパス		職員、利用者等の教材教具	105,218,525	85,674,782	19,543,743
差入保証金	グループホーム		敷金			1,200,000
車輻リサイクル料	瀬野キャンパス		マイクロバス			47,110
退職給付引当資産	施設、事業所		退職手当負担金			22,116,000
人件費積立資産	施設、事業所		将来における人件費			31,190,000
修繕積立資産	施設、事業所		将来における修繕			33,450,000
備品等購入積立資産	施設、事業所		将来における備品購入			27,788,000
施設整備等積立資産	施設、事業所		将来における施設整備			155,962,000
建設積立資産	施設、事業所		将来における施設建設			343,541
土地購入積立資産	施設、事業所		将来における敷地購入			154,450,000
移行時特別積立資産	施設、事業所		障害者施設			24,394,500
保険積立資産	法人本部		生命保険			57,944,000
	その他の固定資産合計			528,851,019	323,618,627	715,181,292
	固定資産合計			2,361,092,582	869,553,505	2,110,363,406
	資産合計			2,361,092,582	869,553,505	2,467,109,864
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分給与等					154,446,246
1年以内返済予定設備資金借入金	安芸柏の実苑、瀬野柏の実苑					17,084,000
職員預り金	雇用保険料					1,618,668
仮受金	本部拠点区分					3,409,894
賞与引当金	施設					26,200,000
	流動負債合計			0	0	202,758,808
2 固定負債						
設備資金借入金	安芸柏の実苑、瀬野柏の実苑					287,962,000
退職給付引当金	施設					22,116,000
	固定負債合計			0	0	310,078,000
	負債合計			0	0	512,836,808
	差引純資産			2,361,092,582	869,553,505	1,954,273,056

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づき「社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輻番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。